

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-5
提出年月日	令和5年3月15日

泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト  
 技術的能力1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
1	技術的能力1.9	—	とりまとめた資料-3	2-1) 設備の相違におけるNo. ⑤, ⑥について, 大飯3/4号炉欄の誤記を修正する。(下線部参照) No. ⑤ (旧)【格納容器イグナイタによる原子炉格納容器の水素濃度低減】 (新)【原子炉格納容器水素燃焼装置による水素濃度低減】 No. ⑥ (旧)【格納容器イグナイタによる原子炉格納容器の水素濃度低減の操作手順】 (新)【原子炉格納容器水素燃焼装置による水素濃度低減の操作手順】
2	技術的能力1.9	—	1.9-9	相違理由欄について, 以下の誤記を修正する。(下線部参照) 大飯3/4号炉欄の多様性拡張設備 ・ガスクロマトグラフ、格納容器雰囲気ガス試料採取装置 泊3号炉欄の自主対策設備 ・ガス分析計 相違理由欄 (旧)【大飯】設備の相違(相違理由⑤) (新)【大飯】設備の相違(相違理由③)
3	技術的能力1.9	—	1.9-11	相違理由欄について, 以下の追記をする。(下線部参照) 大飯3/4号炉欄 1.9.2.1 水素濃度低減のための手順等 泊3号炉欄 1.9.2.1 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための対応手順 相違理由欄追記 <u>【大飯】</u> <u>記載表現の相違(女川審査実績の反映)</u>
4	技術的能力1.9	—	1.9-20	泊3号炉欄の着色を変更する。(下線部参照) (旧)炉心出口温度350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)の指示値が1×105mSv/h以上に到達した場合。(緑字) (新)炉心出口温度350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)の指示値が1×105mSv/h以上に到達した場合。(黒字)
5	技術的能力1.9	1.9-15	1.9-24	泊3号炉欄の操作手順内について, 以下の誤記を修正する。(下線部参照) (旧)② 運転員(中央制御室)A及び運転員(現場)Bは, 中央制御室及び現場で可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視のための系構成を実施する。 (新)② 運転員(中央制御室)A及び運転員(現場)Bは, 中央制御室及び現場で可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視のための系統構成を実施する。

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
6	技術的能力1.9	—	1.9-26	<p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視の操作の成立性について、相違理由欄に以下の追記をする。(下線部参照)</p> <p>作業開始を判断してから可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器水素濃度計測開始まで、どちらの場合も70分以内で可能である。</p> <p><b>【大飯】記載内容の相違</b>  <u>・70分以内で実施可能であることは、川内1/2号炉、伊方3号炉と同等である。</u></p>
7	技術的能力1.9	—	1.9-30	<p>ガス分析計による原子炉格納容器内の水素濃度監視の操作の成立性について、相違理由欄に以下の追記をする。(下線部参照)</p> <p>作業開始を判断してからガス分析計による原子炉格納容器水素濃度測定開始まで、どちらの場合も85分以内で可能である。</p> <p><b>【大飯】記載内容の相違</b>  <u>・85分以内で実施可能であることは、伊方3号炉と同等である。</u></p>